

令和元年度からのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

○令和元年度からの新体系の研修では、基礎研修、実践研修、更新研修に分けられ、各研修の受講に当たっては、次のとおり一定の実務経験の要件が設定された。

基礎研修：任用のための実務経験要件を満たすまでに2年以内であること。

実践研修：基礎研修修了後、実践研修受講開始前5年間に、原則2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験があること。

更新研修：更新研修受講開始前5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験があること、又は、現にサービス管理責任者等として従事していること。

○サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが統一され、共通で実施されることとなった。

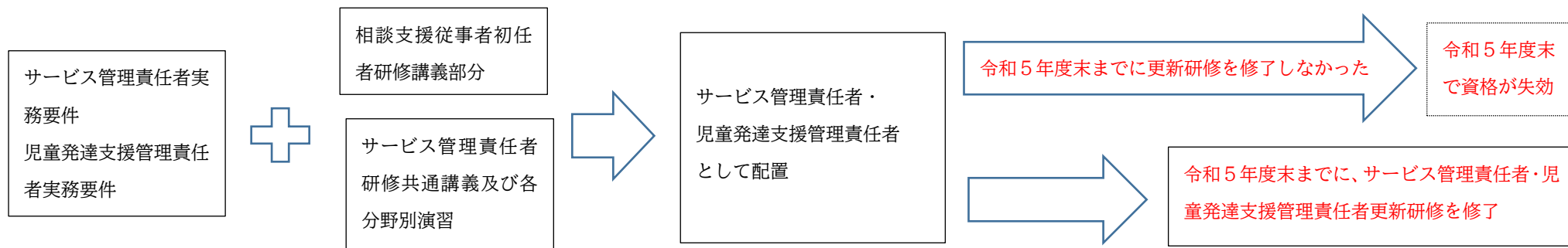
○直接支援業務による実務経験要件が10年から8年に緩和され、基礎研修修了後において、サービス管理責任者等の一部業務が可能となった。

○経過措置（※既に終了）

・令和4年3月31日までに実務経験要件を満たす者が基礎研修修了となった場合、3年間はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置が可能。
（当該3年間のうちに実践研修を修了する必要がある。）

・平成31年3月31日までに旧サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者初任者研修講義部分を修了している者は、令和6年3月31日までは、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事が可能（令和6年3月31日までに、更新研修を修了する必要がある。）

< 旧体系 >



< 新体系 >

